

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（休業請求書証明料）及び休業補償給付（休業期間平成〇年〇月〇日から同月〇日）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のBを通じて、「法人C」の構成員として、労働局長から労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者（特定農作業従事者）の承認を受けている者である。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日及び同月〇日、D医院に受診した後、同年〇月〇日、E病院に入院し、「慢性腎不全（血液透析）、急速進行性糸球体腎炎」と診断された。請求人によると、同月〇日、草刈り機で畔の草刈り中に転倒し、背中を強打したこと（以下「本件転倒事故」という。）が原因であるという。
- 3 本件は、請求人が、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件転倒事故を要因として慢性腎不全、急速進行性糸球体腎炎を発症した旨主張するので、検討する。
- (2) 初診の主治医であるF医師は、平成〇年〇月〇日付け聴取記録書・復命書及び診療録において、要旨「平成〇年〇月〇日に、〇週間前からお腹が膨れ、空腹感があるとして受診、外傷の話は全くなく、外傷の所見もなかった。顔色がよくなく、血液検査で腎機能が悪く、腎不全、腎性貧血と診断した。」と述べている。
- (3) 紹介転医先の主治医であるG医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び診療録等並びに同日付け聴取記録書・復命書において、要旨「平成〇年〇月〇日に受診、急性腎不全による尿毒症と診断したが、原因を精査したところ、急速進行性糸球体腎炎と考えられた。急速進行性糸球体腎炎は、突然発症する難治性腎疾患で原因は不明である。外傷でなるものではなく、本件転倒事故と因果関係はなく、労災疾病ではない。」と述べている。
- (4) 上記医師の所見を踏まえ、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「腎生検結果から確定診断された急速進行性糸球体腎炎は、数週間から数か月で急速に腎不全が進行する病気で、原因は不明であるが、自己免疫の異常を背景に発症すると考えられており、外傷が原因で発症するとの報告は見られない。したがって、本件転倒事故と急速進行性糸球体腎炎の発症との因果関係は認められない。」と述べている。
- (5) 以上の医師の診断書及び意見書からみて、当審査会としても、決定書決定理

由に説示するとおり、請求人に発症した慢性腎不全、急速進行性糸球体腎炎と本件転倒事故との間に相当因果関係はなく、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。